

平成 2 9 年
第 1 回定例会
会 議 録

平成 2 9 年 3 月 8 日

平成29年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成29年3月8日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 5 報告第 1号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・
評価報告について
- 日程第 6 議案第 1号 平成28年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第 7 議案第 2号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3
号)について
- 日程第 8 議案第 3号 平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)に
ついて
- 日程第 9 議案第 4号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3
号)について
- 日程第10 議案第 5号 平成28年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)につ
いて
〔町 長 ～ 平成28年度町政執行方針表明〕
〔教育長 ～ 平成28年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第11 一 般 質 問
- 日程第12 議案第 6号 平成29年度江差町一般会計予算について
- 日程第13 議案第 7号 平成29年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第14 議案第 8号 平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第 9号 平成29年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第10号 平成29年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第11号 平成29年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算に
ついて
- 日程第18 議案第12号 平成29年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第13号 平成29年度江差町奨学金特別会計予算について

- 日程第20 議案第14号 平成29年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第15号 平成29年度江差町財政調整基金の処分について
- 日程第22 議案第16号 平成29年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
- 日程第23 議案第17号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 江差町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第21号 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第24号 江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少及び江差町ほか2町学校給食組合規約の変更について
- 日程第31 議案第25号 江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数の減少に伴う財産処分について
- 日程第32 議案第6号～議案第25号
平成29年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局税務課 所管分
- 議案第17号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第18号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - 議案第19号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- まちづくり推進課 所管分

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	小	笠	原	淳	夫
議	員	薄	木	晴	隆	午
	〃	飯	田	隆	正	一
	〃	室	井	正		行
	〃	菘	原	洋		徹
	〃	小	梅	洋		子
	〃	塚	本			眞
	〃	西	海	谷		望
	〃	若	山	明		廣
	〃	小	野	寺		眞
	〃	小	林	く		に
						こ

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	木	村			晃
まちづくり	推進	出	崎	雄	司	
財	政	齊	藤	敏	己	
税	務	安	田	克	臣	
町	民	岸	田	礼	治	
健	康	白	鳥	智	子	
産	業	大	杉	則	明	
追	分	大	坂	敏	文	
建	設	岸	田	雄	治	
ひ	の	梅	川	年	代	
出	納	岸	田	真	由	
学	校	中	川		智	
社	会	尾	山		徹	
総	務	竹	内		強	
まちづくり	推進	畑		竜	哉	
	(議会事務局)					
局	長	清	水	直	樹	
書	記	秋	山	悦	子	

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成29年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「薄木委員長」

議長。

(議長)

「薄木委員長」。

「薄木委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「薄木委員長」（報告）

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、2月21日、3月1日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、平成28年度江差町一般会計補正予算（第9号）をはじめ25件の議案が提出されている他、委員会報告5件、報告1件、議員発議として5件、一般質問は6名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付してあります報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえて、会期を、本日8日から13日までの6日間と致します。

一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式を採用して行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問・答弁については、1回目の質問答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。

また、理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の時間、制限時間外と致します。

また、一般質問の際に、自分の意見だけを述べて質問を終了する議員が見られます。一般質問は、町の所信を質す場でありますので、意見を言って終わるのではなく、質問形式を採用し答弁を求めてください。

今定例会は、主として、平成29年度各会計における予算審議であります。厳しい日程ではありますが、限りある財源を、最大かつ効果的に執行するため、建設的質疑が出来ることを強く望みます。

最後に、退職予定者に対する儀礼の挨拶については、会議中は好ましくなく、予算審議の職員入れ替えなど休憩中での対応をお願い致します。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

（議長）

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日（正：8日）から13日までの6日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については、演壇により行い、再再質問は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分、時間制の、採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それを要する時間は、60分の時間、制限時間外とすることに決定致しました。

（議長）

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、ご了解お願い致します。

（議長）

日程第3、所管事務調査の報告について、平成28年発議第10号、農業振興対策に関する事務調査について、を議題と致します。

本案については総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「萩原委員長」

議長。

（議長）

はい、「萩原議員、委員長」。

「萩原委員長」（報告）

委員会調査報告について。本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により次の通り報告致します。

1、調査事件。平成28年度、平成28年第3回定例会、発議第10号、農業振興対策に関する事務調査。

2、調査期日。平成28年9月26日より平成29年2月21日まで計10回の調査を行いました。

3、調査の結果。江差町の農業の現状は、他の町内の一次産業と同様に、高齢化と担い手不足により、今後の基幹産業としての存続が危ぶまれている。作付け体系はこれまでの米依存体質から高収益作物のグリーンアスパラやブロッコリー、早出し馬鈴しょ、かぼちゃ等の導入や、規模拡大による所得の向上を目指してきているが、後継者が残れる所得の実現が出来ていない状況にある。過去に新規参入が就農したが定着に至らなかった。また

農業水利施設の老朽化による維持経費が増加してきている。

そこで本委員会は、地域農業を守るべく、これからの農業の課題と対策について、事務を立ち上げた。

農業者をはじめ関係機関、団体との意見交換。そして11月には過疎中山間地域等条件不利、不利地における農業振興の調査研修として、徳島町（正：徳島県）の上勝町及び神山町の視察を行った。上勝町は、女性や高齢者でも作業負担が少ない「つまもの」の商品化に着目した。情報ネットワークシステムを構築、タブレットの活用により、農業の再興を図り、自ら市場分析やマーケティングを出来るようにまでなっている。また、神山町は、地方や過疎地における地域課題を逆手に取った創造的な過疎を目指し、企業のサテライトオフィスの推進を図り、2年間でIT系ベンチャー企業が9社、事業、9社事務所を開設した。そこで生産したものが消費できるカフェや、惣菜店等、中山間地域における新しいタイプの商店街モデルとして普及効果は商店街まで広がっている。

これらの調査検討結果を踏まえ、次の通り、意見を付して報告する。

意見1、従前の米への所得依存、依存から高収益作物が定着し、所得が向上している現状があるが、後継者が残れることが出来る水準にまで達していないことから、既存の高収益作物の数量、品質向上に向けた土づくりや技術向上をさらに推進するため、関係団体との連携を図ること。

2、新たな高収益作物（市場調査等を含む）の研究や農閑期における新たな所得確保に向けた作付け等について検討すること。若手農業者との意向を十分把握し、試験研究に対する関係機関の支援が必要。

3、農業人口の減少が今後も予想されることから、個々の耕作面積を増やしていくことは明らかである。これらを踏まえた大型農業への法人化等を含めた経営指導の充実やICTを活用したスマート農業（ドローンの活用）等について検討していくこと。

4、収穫された農産物の磨き上げを行い、差別化商品として個人の農業者が独自に販売できる手法等（ICT）の活用について、検討していくこと。既に、女性農業者が直売を行っている実績もあり、さらに女性の視点でこれからの拡大を期待する（地場産、地場野菜等の地元供給も含める）。

5、新規参入対策として受け入れ体制の整備を行い、農業版インターンシップの導入や、参入時の審査体制について、関係機関と連携し、江差町独自の受け入れマニュアルを作り第三者継承の検討にも取り組むこと。

6、農業基盤の老朽化対策として、土地改良事業が考えられるが、若手農業者が少ない中で新たな負担行為（借金）に対して、理解が進んでいない。実収益負担の少ない事業の採択とさらなる負担軽減対策を江差町でも検討していくこと。

以上です。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

よって、本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については委員長報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長の報告の通り、了承することに決しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出について、を議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (行政報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「町 長」 (行政報告)

はじめに、給食費返還の執行状況について、ご報告申し上げます。

不正経理事故に伴う江差町ほか2町学校給食組合による給食費返還についての2月末現在までの執行状況につきましては、全体での対象世帯数が2,352件、対象金額が3,497万6千円、平成29年2月末までに支払われた件数は、1,912件、金額にして、3,010万4千円となっております。金額ベースでは、各町に返還する補助金相当額等を除いた返還対象金額3,111万6千円に対し、支払済額の執行率は、96.7%となっております。件数では、保護者への返還対象件数が2,212件に対し、86.4%の執行率となっております。なお、転居先が不明である世帯や給食費の返還を辞退する世帯等についての整理を進めているところであり、平成28年度内に返還できない場合については、平成29年度においても調査し返還事務を継続する予定で、としております。

次に、江差町農業担い手育成協議会の解散について、ご報告申し上げます。

平成16年に、新たな農業の担い手育成と確保を目的として設立されました、江差町農業担い手育成協議会につきましては、これまで議員の皆様へ経過を説明し、ご議論頂いて参りましたが、平成28年8月までに債権者と債権放棄に係る合意が整い、平成28年12月に江差町新規就農トレーニング営農モデル団地廃止工事も終了し、平成28年12月31日をもって、地権者に対し土地の明け渡しを完了しました。その後、清算に向けた会計処理や清算確定申告を完了し、本年3月1日に解散総会を開催し、全員の賛成を得て解散致しました。これまで、議会におきましても、解散整理に向け、ご英断を頂きましたことに対し深く感謝申し上げます、協議会解散のご報告とさせていただきます。

次に、平成29年4月からの道立江差病院の診療体制について、でございます。

去る1月26日、北海道保健福祉部道立病院、道立病院室次長が来庁し、道立江差病

院について、平成29年4月からの診療体制について、医師確保が困難なため外科医の常勤体制が取れないこと、常勤の消化器医師が2名から1名になる旨の説明がございました。現状の診療体制と比較し、消化器、消化器医師の1名減という体制になるとのことです。

これまでの経過と致しまして、外科について、であります。医局員不足のため平成28年4月から常勤医が不在となり、週3日病院長が兼務で外来対応をして参りました。29年度からは常勤派遣を再開する方向で医局内部においても調整していましたが、6月以降医局を退職する医師が複数発生し、医局の人員体制が十分でないため、常勤対応が困難になったということがございます。また、消化器科につきましても、医局を退職する医師が複数発生し、昨年10月から1名体制になる予定でありましたが、町独自による要請行動に加え、道立病院室等の尽力もあり、今年度中は2名体制を維持してきたという状況であります。しかし、29年度においては医局入局予定者がゼロとなり、極度の医局員不足のためのやむを得ない対応として消化器の常勤医を1名にせざるを得ないと報告があったところです。これを受け、早々に、2月1日には南檜山第2次医療圏構成町である5町の町長及び檜山振興局長で札幌医科大学に赴き、江差病院機能維持確保のため医師派遣継続の要請行動を行い、要望行動を行いました。医大としても、地域センター病院である江差病院の重要性は理解しており、人員体制を整えば常勤派遣を再開、可能な限り非常勤応援を実施すると話しております。現在のところ、他の診療科につきましても、現在の診療体制を維持することですが、町民が安心して暮らせる、暮らすためには、地域医療の確保、センター病院である江差病院の機能維持は重要な要素でございますので、今後もより一層、道と連携し、早期の常勤再開、医師確保に努めて参ります。

次に、ニシンの群来について、ご報告申し上げます。

すでに新聞報道等でご承知のことと存じますが、2月26日江差町かもめ島付近の海岸でニシンの群来と思われる海面の白濁がありました。北海道の檜山、失礼しました。檜山地区水産技術普及指導所と漁業者が調査を行いました結果、28日午前中、潜水作業に従事していた漁業者が、かもめ島のえびす浜沖合で、ニシンの卵らしきものが付着した海藻（ホンダワラ）を発見し、同指導所へ持ち込み確認作業を行ったところ、ニシンの卵であることが確認されたことから、26日に確認された海面の白濁はニシンの群来であることが判明しました。江差町では大正2年の豊漁を最後に、ニシンは徐々に取れなくなりました。江差町の漁業者や町民にとってニシンの豊漁は悲願であり、ひやま地域ニシン復興対策協議会では、平成21年度からニシンの放流事業を実施してきた成果が出たものではないかと考えております。昨年度からは規模を増大して100万尾放流を実施しておりますが、今年度、今年度も引き続き100万尾の放流に向けた取り組みを継続して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしご報告させていただきます。

次に、町営レストランについて、ご報告申し上げます。

2月24日に開催されました臨時会におきまして、指定管理者の指定について議決を

頂いたところであります。現在、町営レストランの新たな指定管理者となる有限会社津花から開業に向けた進捗状況の報告がありましたので、議会の皆様に報告致します。

開業予定日についてですが、現在、従業員研修や施設内の清掃、メニューづくりなどの準備が進められており、4月15日頃を目途にオープンしたいとの報告を受けております。また、レストランの名称については、レストラン江差家の名称ではなく、新しい名称で開業を迎えたいとの希望が出されているところであります。町と致しましても、出来る限り開業に向けた情報の共有や支援を行い、観光客や地元の皆様に喜ばれる食の拠点となるよう、指定管理者とも協議連携して参ります。

最後に、寄付採納について、ご報告申し上げます。

始めに、平成28年12月21日、函館市に事務所を置く、第一生命労働組合函館営業職支部執行委員長内藤要一様より、日明保育園園児と子育て支援センターを利用する親子に対し、児童福祉推進のためにと絵本セットのご寄付がありました。同組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続しており、この間、町内保育所、幼稚園や学童保育所などにご寄贈頂いております。

次に、平成28年12月22日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗代表取締役小笠原隆様より、図書、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄付がありました。昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄付頂き、これで寄付総額640万円となり、購入させて頂いた図書数も平成27年度までで1,873冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し地域全体に重要な存在となっているところでございます。

次に、江差町字茂尻町345番地、ASA江差朝日新聞専売所所長、松崎浩様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈を頂いており、今年度においても2回にわたり、図書21冊のご寄贈がありました。これまでご寄贈頂きました図書は1,558冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。

最後に、平成29年2月15日、株式会社寺子屋代表取締役森内あや子様より、現金100万円のご寄附がございました。森内様は、本年2月をもちましてホテル寺子屋の経営から身を引かれること、身を引かれるとのことであり、以前はかもめ島の前浜で売店の営業もされていたことから、かもめ島周辺の活性化のために活用してほしいとのこととございます。ご寄附頂いた現金につきましては、ご意思に沿うよう活用させていただきます。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚意に厚くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、報告を終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、江差町教育委員会に関する事務管理・執行状況の点検・評価報告について、を議題と致します。

報告内容についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、これを持って報告済みと致します。

(議長)

日程第6、議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、公営住宅長寿命化対策等、18事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,132万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,146万8千円とするものでございます。併せまして繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

おはようございます。

私から補正予算の説明をさせていただきます。議案書でございますが、別冊の補正予算議案の2頁から3頁となりますので、宜しくお願い致します。

最初に、減額補正につきまして、まとめて説明させていただきます。一般管理費の職員人件費から、教育費事務局費の職員人件費まで11事業ございますけども、し、今後支出が見込まれないもの、また事業が既に終了したもの、それらについて減額補正をお願いするものでございます。減額補正の合計額は3,308万4千円、内訳は国庫支出金が132万円の減額、地方債が40万、その他特定財源が14万8千円、一般財源が3,121万6千円の減額となるものでございます。

続きまして、増額の補正の方でございます。社会保障番号制度に係る個人番号カード交付事務でございます。通知カード、個人番号カードの交付事務に係る補正でございます。国からの28年度の年度割額の分を予算計上するものでございます。補正額は64万9千円、全額国庫補助金となります。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。低所得者や生活保護者等の訪問介護等サービスの利用者の負担軽減を行う法人に対する助成でございます。補正額は765万2千円、道支出金が573万9千円、残り190万、191万3千円が一般財源となります。

次に、介護保険特別会計繰出金でございます。高額介護サービス費、また特定入所者介護サービス費等の増加に係る一般会計からの繰出金となります。補正額は121万3千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、障害福祉サービス等給付でございます。サービスの利用者の増加等の理由によりまして、増額の補正をお願いするものでございます。補正額は886万8千円、内訳は国庫支出金が443万4千円、道支出金が221万7千円、残り221万7千円が一般財源となります。

次に、子育て応援券交付事業でございます。当初見込んでいましたよりも利用率が上がりましたことから、財源の不足が見込まれますので、その額につきまして補正をお願いするものでございます。補正額は20万円、全額一般財源となります。

次に、公営住宅長寿命化対策（町営住宅南が丘第1団地長寿命化改修）でございます。資料の方、定例会資料の方の1頁、資料1となりますので宜しくお願い致します。この長寿命化対策につきましては、当初29年度予算で交付金事業として実施する予定でしたが、北海道の方から交付金の枠があるので、前倒しで実施できないかとの旨打診がありまして、28年度事業として補正をお願いするものでございます。内容と致しましては、4棟16戸の屋根、外壁の改修をするものでございます。補正額は3,572万8千円、国庫支出金が1,370万、残り2,202万8千円が一般財源となるものでございま

す。

次に、図書館資料整備でございます。先程、行政報告がございました小笠原様からの寄附金にて図書の購入をするものでございます。補正額は10万円、全額その他特定財源となります。

補正額合計では2,132万6千円、国庫支出金が1,746万3千円、道支出金が795万6千円、地方債は40万の減額、その他特定財源も4万8千円の減額、一般財源も364万5千円の減額となるものでございます。

次に、6頁をお願い致します。第2表の繰越明許費の補正でございます。28年度中に事業の完了が見込めないものにつきまして、翌29年度に予算の繰越をお願いするものでございます。それぞれ3本の事業につきまして、金額の欄の予算額を繰越、繰越ものでございます。

次に、7頁・8頁となります。第3表、債務負担行為の補正でございます。年度当初から実施する必要のあるものにつきまして、契約等の行為を新年度が始まる前に行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業名、期間、限度額については記載のとおりとなりますので割愛させていただきます。

次に、9頁となります。第4表の地方債補正でございます。住宅リフォーム商品券の事業でございますが、予算額を減額した関係から地方債の方も減額をするものでございます。限度額以外の項目については、変更ございませんので割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

2点お伺い致します。1点は補正の衛生費、予防費、ガン検診の減額。それともう1つは先に言いますが、第3表の債務負担行為の関連でちょっとお聞きしたいと思います。

まず、最初ですが、予防費、ガン検診、これ委託料だと思うのですが、新年度予算でも色々聞けばいいのかもしれませんが、結果としてということで、この28年度の部分で減額ということなので、その観点でちょっとお聞きしたいと思います。多分当初予算で700万位でしょうかね。700万前後でしょうかね。ガン委託、のガン検診の委託費。

減額というのはどういうことなのか、ちょっと教えて頂きたい。あの、これ位の申し込みがあると予想していたけれども、結果的になかった。そこら辺のちょっと分析と言いますか、ちょっと背景的なことを教えて頂きたいなと思います。

で、もう1つ。第3表の債務負担行為なのですが、特にその中で保守、電気の設備の保守だとかですね、エレベーターの保守だとか、新年度すぐ4月1日以降すぐ走らなければならないということで、債務負担行為起こしておりますので、ちょっとこの場でお聞きします。これは、ある意味、施設、財産管理的なことだから多分あの財政課長だと思うのですが、実は前回補正予算で、ちょっと財政課長いらっしゃらなかったのので、お聞きしなかったのですが。補正予算で、例えば役場の非常用電源の、取り換えというのでしょうか、更新というのでしょうか。それから老人福祉センターのエレベーター、自動ドアでしたか、裏玄関の。それでちょっとお聞きしたいのですが、全般的に、施設の関係で定期的に例えば電気関係で保守をすると。エレベーターで保守点検をすると、そういうときに例えば、もう取り換えなければならないだとか、若しくはちょっとよくわからないのですが、定期的に取り換える。前回の役場の非常用発電機は、これ写真よく見ると取り換え時期が2015年の3月、西暦で言うと今年はまだ2017か。ですから、例えば、取り換えるべき時を取り換えなかったから、結果的に傷んでしまったのか。傷んでからわかったのか。もしくはちょっとよくわからないのですが、この役場庁舎、電気設備保守委託にこの電気の保守が入るか入らないかわからないのですが、電気回りについてどうなっているのか。この間、私、何回かここで言うのですけれども、電気回りの関係でも、傷んでから保守する。何ていうか取り換える。何かあったらどうするのですか、これね。ということで、ちょっと全般的にどうなっているのか、保守したときにきちっとした点検内容が、そちらで集中的に結果的なものが出て、これは取り換えなければならないだとかというところもなっているのか、なっていないのか。前回とは全く違うということなのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

はい。

ガン検診の関係でございます。まず、町でやっているガン検診、乳ガン子宮ガン検診と胃ガン、大腸ガン、肺ガン検診になります。

まず、乳ガン・子宮ガン検診におきまして、予算、予算を、当初予算を組む、組んだときは27年度の見込みプラス、そのもう少し増えるだろうということで当初予算組んでおりました、27年度は408名受診されているのですが、28年度におきましては見込みとして375名ということで約1割の減という状況になっております。

胃・肺・大腸ガン検診におきましても、たくさん受けて頂きたいということで当初予算組んでおりますが、27年度におきましては、3つの検診を合わせて110、失礼しました。1,175名受診されておりますが、28年度の受診は1,031名となっております、こちらも約13パーセントの減となっております。

特に、多いのが、大腸ガン検診を受ける方が非常に少なくなったということで、来年度に向けてガン検診の方の、受診干渉の方を、力を入れていきたいかなという風に考えております。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

役場の非常用電源設備、その他施設の設備等の保守点検、それから更新に係るご質問でございますけれども、現状は点検していく中で故障するような場合においては、都度、都度対応しているという現状でございます。あの基本的には、稼働している間は、稼働できる間は基本的に出来るだけそのまま使っていこうと考えているところでございます。

非常用発電設備につきましては、毎月電気保安協会の方で点検してもらっていたところでございますけれども、毎月起動はしてございましたので、まだということで稼働させていたところでございますが、その次の点検で故障が発見されたので改修をお願いしたところでございます。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

良くない、良くない。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、ごめんなさい、今の非常用電源にのみ再質問致します。

あの、たまたまですよ。たまたま、その非常用電源を使うことがなかった、なかったから良いですけども、これが、もしですよ、全般的にあのその点検の時に、特段何もなかった。でも傷んだときに直すということになれば。じゃあ色々な物によっては、それで対応可能な物もあるかもしれません。しかし、こういう非常用電源だとか、人が使うところ

に何かあったら危険だという時に、例えばさっき言いました、この、もう1回課長言いますよ。この前、資料で頂いた写真ははっきりと、これそうでしょ。交換時期2015年3月って書いてあるのですよ。これって何なのですか。そして、だいたいはこの種のものはいくつメーカーによって違います。あの違うので、例えばこういうものは5年から6年を目途に交換が必要だとか、こういう型の場合は4年から6年とかになっていますよ。だからこれが、どこまで法的に絶対しなければならないかどうかまでは私言いません。言いませんが、せめてこういう非常用だとか、人が使うところでその時に何かあったら大変だっという物については、きちっと決まった時期に直さなければならないでしょ。当たり前じゃないですか、どうですか。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

交換時期2015年って言いますが、メーカーの推奨している交換時期ということで、それ以降動かないということではないと認識しておりまして、稼働できる間はということで稼働させていたところでございます。

それで、非常用電源装置でございますけれども、あの停電時、庁舎の照明、蛍光灯の一部が点くだけで、通常通り、例えばパソコンが動くような電源を供給しているものでないことは、まずご理解頂きたいと思います。

また、全般につきましては、当然その緊急性の高いもの、影響が多大なものについては、あの担当課と予算、財政として協議しながらきちんと予算措置はしていきたいと考えてございますので、宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

町長、副町長、それでいいのですか。仮にこういう保守点検で、ですよ、いやあもうこれ点検時期来ていますね、そういう風にこの委託で言うかどうかわかりませんが、一般的に私別にね、これだけのこと言っているのではないのですよ。全般的にもしそうだとするとね、空恐ろしくなったのですよ。保守点検ってそういうことですよ。そして、何かあって取り換え、使えなくなったらとか、非常用、じゃなかった、自動ドアが止まってしまった

だとか、結果直すと言ったらそれは何のための保守点検なのって言いたくなりますよ。必要だから、きちっと保守点検やって、これは危ないなと思ったからきつとそういう点で保守点検やるのではないですか。違うのですかね。ただ、ただ、保守点検料、これ払っているだけなのですか。しかし結果的には傷んで使えなくなったときに取り換える。それが一般的な方針、そんなことないでしょ。ちょっと教えてください。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

あの、ご質問の趣旨は2つに分けられるかなと。1つは、例えばあの老福センターの玄関の自動ドアとか、こう言ったところについては、冬期間の開かなくなった状況の中で補正を組んだりして対応するもの。それから、今、小野寺議員の部分については、この役場の非常用電源っていうのはまさしく防災とも兼ね合うだろうという風に思いますので、それはメーカーの先程あの担当課長おっしゃったのは現状の正直なご答弁でございます。ただ、メーカーの指定の期限がまずベースにあるということは再認識する必要があるだろうなという風に思います。ただもう1つ業者さんに保守点検を受けながら、全てがああ全部当てはまる訳ではございませんが、もう1・2年は可能ですよとかそういった状況も中には色々ある訳でございますが、ただ非常用電源だとか、そういったやはり予期せぬ事態に対応するそういったものについては、これから留意して参りたいと、このように思っています。以上です。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成27年度療養給付費負担金等返還等2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,354万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,839万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

はい。宜しくお願い致します。

それでは、補正予算議案書 25 頁をお開きください。2つの事業のうち、まず1点目です。一般被保険者高額療養費 800 万円の増額補正となるものです。療養給付費の増加傾向等に伴い、高額療養費が不足するため、補正をお願いするものでございます。財源内訳は全額一般財源、繰越金を充当することとしてございます。

2つ目です。過年度療養給付費負担金等の返還に伴う増額補正です。療養給付費の実績生産による国庫負担金等の返還金が生じるため、1,554万3千円を補正するもので財源内訳は全額一般財源、繰越金を充当することとしております。

以上です。宜しくお願い致します。

（議長）

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に日程第8、議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）

についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、高額介護サービス費等4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億3,506万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

はい。宜しくお願い致します。

補正予算議案37頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。

保険事業勘定における補正でございます。保険給付費におきまして、サービス利用者の増加等により予算に不足見込み額が生じたことから補正が必要になったものでございます。不足するサービス費は、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費でございます。事業費の合計は770万円、財源内訳は国庫支出金が203万1千円、道支出金が108万8千円、その他特定財源が3119、すみません、失礼致しました。311万9千円、一般財源は繰越金で146万2千円でございます。特定財源は支払基金交付金が215万6千円と一般会計繰入金が121万3千円でございます。

諸支出金でございます。事業名は介護サービス事業勘定繰出金でサービス事業勘定に不足見込み額が生じたための補正でございます。補正額は25万円で、特定財源は全額一般会計繰入金でございます。

議案書47頁をお開きください。サービス事業勘定における補正でございます。介護予防プラン作成に伴う業務委託件数の増加により、委託料において不足額が生じたものでございます。補正額は25万円、財源は、その他特定財源で、全額保険勘定繰入金でございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第4号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、
でございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

おはようございます。それでは、私の方から補足説明させていただきます。

補正予算議案59頁をお開きください。公共下水道事業特別会計の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

まず、第1点目は、中継ポンプ場電気設備保守委託でございます。期間につきましては28年度から29年度で限度額は26万円となっております。

次に、江差・上ノ国下水道管理センター電気設備保守委託でございます。同じく期間につきましては28年度から29年度で限度額につきましては38万円となっております。

最後に、江差・上ノ国下水道管理センター汚水処理委託でございます。こちらにつきましても期間は同じく28年度から29年度でございまして、限度額につきましては594万円となっております。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第5号、平成28年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成28年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。こちらにつきましても、同じく私の方から補足説明させていただきます。

補正予算議案の63頁をお開きください。水道事業会計の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

まず、第1点目は水道メーター検針及び開閉栓業務委託でございます。期間につきましては、28年度から29年度で、限度額は400万7千円となっております。

次に、電気工作物保安管理業務委託でございます。こちらにつきましても、同じく28年度から29年度で、限度額につきましては40万2千円となっております。

以上となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号、平成28年度江差町水道、水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

10時、11時10分まで休憩致します。